

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

経済観光局

目 次

頁

I	令和6年度経済観光局予算の概要	
1.	予 算 の 概 要	1
2.	主 要 施 策 の 概 要	1
3.	各会計別歳出予算	10
II	一 般 会 計	
1.	歳入歳出予算一覧表	11
2.	歳入予算の説明	13
3.	歳出予算の説明	18
4.	債務負担行為の説明	30
III	特別会計（市場事業費）	
1.	歳入歳出予算一覧表	31
2.	歳入予算の説明	33
3.	歳出予算の説明	34
4.	地方債の説明	36
5.	債務負担行為の説明	36
IV	特別会計（食肉センター事業費）	
1.	歳入歳出予算一覧表	37
2.	歳入予算の説明	39
3.	歳出予算の説明	40
4.	地方債の説明	42
V	下水道事業会計（農業集落排水事業費）	
1.	予 算 の 概 要	43
2.	予 算 実 施 計 画	47
3.	予定キャッシュ・フロー計算書	49
4.	令和6年度予定貸借対照表	50
5.	令和6年度予定開始貸借対照表	52
6.	債務負担行為に関する調書	54
VI	その他の議案	
1.	第9号議案 執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件	55
2.	第14号議案 神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件	57
3.	第21号議案 神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例の件	59
4.	第22号議案 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する 条例等の一部を改正する条例の件	66
5.	第23号議案 神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例の件	72
6.	第24号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立須磨海づり公園）	77
7.	第25号議案 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件	78

I 令和6年度経済観光局予算の概要

1. 予算の概要

長期に渡るコロナ禍を経て神戸経済の景気も緩やかに回復する中、依然として原油価格・物価高騰、深刻な人手不足等の課題が市内事業者の経営に影響を及ぼしている。

経済観光局では、これらの課題を克服し景気を回復から拡大へ着実に繋げるため、設備投資や賃上げを下支えすることで、市内事業者の“稼ぐ力”を強化し、経済の好循環を目指す。合わせて“市民の暮らし”を支える産業の振興と持続可能な社会の実現に向けて、以下の3つの柱に基づいた施策を展開する。

- I 「稼ぐ力の強化・域内経済循環の活性化」
- II 「持続可能な農漁業の振興」
- III 「卸売市場の機能強化」

2. 主要施策の概要

(◎新規項目、○拡充項目)

I. 稼ぐ力の強化・域内経済循環の活性化

1. 中小事業者の経営基盤強化

(1) 人材確保支援

◎ ① 若年人材の採用・定着支援 285,500 千円

[うち、令和5年度2月補正 12,300 千円]

中小事業者等の人材確保および学生を含む若者の市内就職を促進するため、市内中小事業者ならびに中堅企業に勤務する市内在住の若年従業員に対して、住宅手当の上乗せ補助を実施するとともに、合同企業説明会の定期開催等を実施する。



(若年人材の採用・定着支援)

◎ ② シニア人材の採用・定着支援 147,500 千円

[うち、令和5年度11月補正 100,000 千円]

事業者の人材確保およびシニア層が企業活動等の担い手として活躍する場を広げるため、キャリア相談、マッチング、定着支援、合同就職面接会の開催、事業者へのシニア人材活用の啓発等の多面的な就労支援を実施する。

また、シニア層のさらなる就労促進をはかるため、行政事務のアウトソーシング等を通じて、シニア層を中心に新たな就労機会を創出する。

③ 外国人等の採用・定着支援

47,510 千円

中小事業者における優秀な外国人材の採用・定着を支援するため、留学生向け合同企業説明会の開催や事業者と留学生との交流会等を実施する。

また、雇用環境が厳しい就職氷河期に就職活動を行っていた求職者の就職・転職を支援するため、SNS を活用したオンライン就労支援サービスを提供するとともに、就職・転職後の定着に向けた短期間の職場体験や見学のマッチングを実施する。

(2) DX 導入支援

34,000 千円

[令和5年度11月補正]

中小事業者がデジタルを活用し事業展開や課題解決をはかるため、相談窓口の設置や専門家派遣等、幅広い段階に応じた DX 導入やデジタル化を支援する。



(神戸市中小企業 DX お助け隊)

また、DX 導入を広く普及するため、市内中小事業者の成功事例を周知展開するとともに、DX 導入に有用な情報を積極的に発信する。

(3) 経営改善支援

20,499 千円

[うち、令和5年度2月補正 6,750 千円]

市内中小事業者の事業再生・経営改善を促進するため、中小企業庁が実施する「早期経営改善計画」および「経営改善計画策定支援事業」の申請に必要な計画策定の費用を補助する。

また、中小事業者の様々な経営課題を解決するため、神戸商工会議所等と連携して経営や金融に関する窓口相談を行うとともに、経営革新をはかろうとする意欲ある中小事業者等に対して、中小企業診断士等の資格をもった専門家を派遣する。

2. 事業展開・イノベーション創出支援

◎ (1) 地元企業の新規事業創出支援

43,000 千円

市内事業者における新規事業創出等による高付加価値化を支援するため、新たな伴走支援型プログラムの提供や都市型創造産業に係るクリエイティブ人材との協業等を支援する。



(伴走支援型プログラム イメージ)

また、幅広い中小事業者の競争力を強化するため、「神戸市ものづくり工場」に入居する事業者とスタートアップが協業する“場”や“仕組み”の検討を進める。

(2) 販路開拓支援

◎ ① 海外展開支援

152,063 千円

市内事業者の海外での販路開拓やネットワーク構築を支援するため、北米・欧州において現地のニーズや情報収集およびネットワーキングを支援するとともに、東南アジアにおける新たな拠点開設を見据え、現地の支援機関等との連携強化を進める。



(経済成長が著しい東南アジア)

また、経済成長が著しいアフリカ地域において、市内事業者の新たなビジネス機会を創出するため、市民・事業者等のアフリカへの関心を高めるイベント「アフリカ月間 in 神戸」を開催し、ビジネスコンテストを実施する。

加えて、中小事業者の海外販路開拓を支援するため、オンラインプラットフォームを活用した海外バイヤーとのマッチングや社内人材の育成研修を実施する。

○ ② 国内展開支援

53,000 千円

飲食事業者や小売事業者の事業展開を支援するため、キッチンカー事業者等が出店できる新たな場を提供するとともに、駅ナカ等にテストマーケティングの場を提供する。

また、就航都市間の人やモノの交流を深めるため、青森県と連携し、双方の産業の強みを活かしたビジネスマッチング等を実施する。

◎ (3) ファッション産業の振興

173,850 千円

[うち、令和5年度2月補正 108,500 千円]

神戸のファッション産業の活性化をはかるため、真珠・ケミカルシューズ・灘の酒・スイーツ等の販路開拓や魅力発信に向けて、関係団体と連携したプロモーションイベント等を実施する。

また、今秋リニューアルオープン予定の旧北野小学校を活用したにぎわい施設において、地場産品等に触れる場を提供する。

(4) 革新的な起業支援

◎ ① スタートアップの成長支援

69,177 千円

イノベーションの源泉となるアイデアや技術を持つスタートアップに選ばれる都市となるため、地元コンソーシアムによる地域一丸となった成長支援を行うとともに、「Microsoft AI Co-Innovation Lab」と連携したAI関連のスタートアップの集積を推進する。



(Microsoft AI Co-Innovation Lab)

◎ ② 起業家の創出

65,500 千円

起業家の裾野を拡大し市内での起業を促進するため、起業やエンジニアリングに関心のある若者のコミュニティを形成するとともに、市内での起業を支援する事業者に対して事業費を補助する。

◎ ③ グローバル視点でのスタートアップ支援

40,650 千円

[うち、再掲 28,000 千円]

世界中の情報や資源とつながり神戸経済の発展を促進するため、伴走支援プログラムを通じた市内スタートアップの海外展開やビジネスマッチングによる海外スタートアップの市内進出を支援するとともに、スタートアップ成長環境の著しい発展がみられる東南アジアにおいて、新たな拠点開設を見据え、現地の支援機関等との連携強化を進める。

3. 投資促進

(1) 設備投資・研究開発支援 242,950 千円

中小事業者の操業基盤の強化をはかるため、技術力や生産性の向上、受注拡大、研究開発機能の強化に資する設備投資にかかる費用を補助する。

また、ものづくり技術の高度化と市内産業の振興をはかるため、中小事業者が行う新事業展開のための新素材・新製品の实用化に向けた開発等にかかる費用を補助する。

◎ (2) 域外からの誘致促進 347,936 千円

[うち、再掲 106,301 千円]

域外企業の市内進出を促進し投資を促すため、国内外からの視察対応業務の一元化・外注化をはかり、効率的かつ専門的な視察受け入れ体制を構築するとともに、税軽減等のインセンティブやオフィス賃料等補助制度を活用した積極的な誘致活動に取り組む。

4. 域内における消費拡大

(1) 神戸の魅力を活かした観光振興

◎ ① 自然ツーリズムの振興 910,002 千円

[うち、令和5年度2月補正 32,400 千円]

六甲山系や丹生山系等自然豊かな山々を活用した観光誘客をはかるため、「トレイルステーション神戸」の機能拡充、登山サポート店の拡大等、「神戸登山プロジェクト」のさらなる拡充をはかる。

また、神戸西海岸エリアの活性化のため、須磨海づり公園の再開に向けた釣台および陸上施設の整備を行うほか、須磨浦公園と接続している地下道の美装化等を実施する。



(トレイルステーション神戸)



(須磨海づり公園 イメージパース)

◎ ② **食を活かした観光振興** 41,820 千円

神戸が有する豊かな食文化をきっかけとした国内外からの誘客を促進するため、神戸を象徴する食をテーマにした PR イベントを実施する。

また、神戸の農漁業への関心を高め、消費・誘客につなげるため、生産現場を体験し学べるコンテンツの商品化を支援するとともに、神戸産農水産物を使用する飲食店やファーマーズマーケットを拡大する。

◎ ③ **ナイトタイムエコノミーの推進** 145,000 千円

経済波及効果の高い滞在型観光を推進するため、神戸が培った観光・文化資源を活用し、民間事業者と連携し市民・来街者が楽しめるナイトタイムコンテンツを造成する。

◎ ④ **広域連携による魅力発信** 26,935 千円

交通アクセス面における神戸の利便性の高さを活かしたインバウンド誘客をはかるため、神戸以西の自治体と連携し、旅行会社・メディア向けの視察ツアーやプロモーション等、一体的な魅力発信に取り組む。

また、2025 年に開催される大阪・関西万博来場者の関西全域への周遊を促進するため、大阪をはじめとした関西の自治体や企業等が一体となって関西の魅力発信を行う等、広域観光の推進に取り組む。

(2) **地域商業の活性化** 152,496 千円

地域の個性を活かしたまちのにぎわいを創出するため、商店街・小売市場が企画・実施するにぎわいイベントや SNS を活用した魅力発信等に対する補助や様々な知識・経験及び専門的なスキルを持った人材を派遣する応援隊派遣事業を実施する。

また、まちの安心・安全を確保するため、アーケードや街路灯といった共同施設にかかる改修費等を補助する等、商店街・小売市場の活性化に取り組む。

II. 持続可能な農漁業の振興

1. こうべ里山 SDGs 農業の推進

(1) 地域循環型農業の推進

① 市内資源の有効活用の促進 117,755 千円

[うち、令和5年度11月補正 113,355 千円]

輸入資源に頼らない地域資源を活用した循環型農業を実現するため、下水から回収された「こうべ再生リン」を配合した肥料「こうべハーベスト」の農業者等への購入支援や新たな利用品目拡大に向けた実証栽培等を行う。

また、化学肥料低減と土壌改良を推進するため、市内産堆肥の利用促進をはかるとともに、市内産飼料の増産・確保に向けた稲わらと牧草の生産拡大にかかる費用を補助する。

② 環境に配慮した農業の促進 8,100 千円

持続可能な農業を促進するため、化学肥料を低減し、地域循環型資源等を利用して栽培した「BE KOBE 農産物」における、PR 資材や環境負荷低減資材等の導入にかかる費用を補助する。

また、有機農業の普及を促進するため、栽培試験や加工品の試作、販路開拓等の支援を行う。



(BE KOBE 農産物 キャベツ)

(2) 持続可能な農業生産体系への転換

① 農業の効率化支援 40,250 千円

[うち、令和5年度2月補正 26,100 千円]

高齢化・人手不足により負担が増加している里山維持等の共同活動において、農業者の負担を軽減するため、ラジコン草刈機等のスマート農機の活用推進にかかる支援を行う。

また、地域の農地を適切に維持管理し、持続可能な農業を実現するため、耕作者等を定め、農地利用の将来像示す地域計画の策定の支援を行う。



(ラジコン草刈機)

② 新たな担い手の育成 24,500 千円

農業者の高齢化に伴う担い手不足に対応するため、働きながら農業研修や就農を実現する「神戸ネクストファーマー」や高齢者等が学校給食食材の栽培を担う「こうべ給食ファーマー」の育成に取り組む。

○ (3) 里山・農村エリアの活性化 55,270 千円

里山・農村エリアへの移住定住を促進するため、「農村定住促進コーディネーター」による相談体制の充実や里山・農村版「空き家おこし協力隊」による空き家の掘り起こしおよび空き家の改修に対する支援を行う。

また、里山・農村エリアにおけるさらなる起業を促進するため、令和元年度から実施している「神戸農村スタートアッププログラム」の卒業生に対するフォローの強化や卒業生同士の連携支援を行う。

◎ (4) 農業生産基盤の整備 385,352 千円

[うち、令和5年度2月補正 58,000 千円]

豪雨等の自然災害による被害を防止・低減するため、ため池や水利施設・農道等の農業用施設の改修・廃止やため池の管理強化に向けた水位計等の試験的な設置等の防災・減災対策を実施する。

また、農業生産性の向上を推進するため、井吹南地区において、ほ場の大区画化や用排水路の整備を行う。

(5) 有害鳥獣・特定外来生物対策 73,310 千円

イノシシやアライグマ等による農作物被害および生活環境被害を防止するため、捕獲罠やICT 機器を活用した捕獲対策を進めるとともに、農地へのイノシシ等侵入防止柵の整備にかかる費用を補助する。

2. こうべ里海 SDGs 漁業の推進

(1) 豊かな海洋資源の開発・保全

64,402 千円

神戸の豊かな海を守るため、漁業者が中心となって実施する海底耕耘や海底清掃、藻場の形成・保全に対する支援のほか、栽培漁業センターで育てた稚魚の放流を実施する。



(神戸の海で獲れた黒鯛)

(2) 安心安全な漁港の推進

446,850 千円

[うち、令和5年度2月補正 253,542 千円]

波浪に対する安全性を確保するため、塩屋漁港における対策工事を実施するほか、老朽化した漁港施設等の改修工事を実施する。

III. 卸売市場の機能強化

814,662 千円

中央卸売市場本場の機能強化をはかるため、冷蔵庫新築工事を進める等、引き続き再整備事業に取り組むとともに、東部・西部の各市場においても、市場運営に必要な機能を維持するための施設改修を行う。

3. 各会計別歳出予算

(単位 千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	増△減	伸 率(%)
一 般 会 計	11,919,273	13,438,238	△ 1,518,965	△ 11.3
民 生 費	27,854	27,610	244	0.9
商 工 費	7,439,175	8,343,161	△ 903,986	△ 10.8
農 政 費	4,356,475	4,266,278	90,197	2.1
教 育 費	95,769	801,189	△ 705,420	△ 88.0
市場事業費	2,821,522	3,112,770	△ 291,248	△ 9.4
食肉センター事業費	962,144	969,485	△ 7,341	△ 0.8
局 合 計	15,702,939	17,520,493	△ 1,817,554	△ 10.4

※農業集落排水事業は、令和6年度より公営企業会計を適用し、下水道事業会計へ統合する。

Ⅱ 一 般 会 計

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入				
款	項	令和6年度	令和5年度	比較
16	分担金及負担金	100	100	-
	1 負担金	100	100	-
17	使用料及手数料	535,736	527,044	8,692
	1 使用料	535,513	526,821	8,692
	2 手数料	223	223	-
18	国庫支出金	91,299	154,158	△62,859
	2 補助金	91,299	154,158	△62,859
19	県支出金	873,490	856,175	17,315
	2 補助金	873,480	856,165	17,315
	3 委託金	10	10	-
20	財産収入	424,139	424,812	△673
	1 財産運用収入	387,217	378,849	8,368
	2 財産売却収入	36,912	45,953	△9,041
	3 基金収入	10	10	-
21	寄附金	196,372	139,460	56,912
	1 寄附金	196,372	139,460	56,912
22	繰入金	226,230	206,715	19,515
	1 特別会計繰入金	3,000	-	3,000
	2 基金繰入金	223,230	206,715	16,515
24	諸収入	2,094,014	2,415,594	△321,580
	1 納付金	238,359	231,153	7,206
	4 受託事業収入	125	125	-
	5 貸付金元利収入	1,498,501	1,852,403	△353,902
	6 過年度収入	1,000	1,000	-
	7 雑入	356,029	330,913	25,116
歳入合計		4,441,380	4,724,058	△282,678

(単位 千円)

歳 出				
款	項	令和6年度	令和5年度	比較
4	民生費	27,854	27,610	244
	1 民生総務費	27,854	27,610	244
7	商工費	7,439,175	8,343,161	△903,986
	1 商工振興費	6,156,988	6,957,656	△800,668
	2 貿易観光費	1,282,187	1,385,505	△103,318
8	農政費	4,356,475	4,266,278	90,197
	1 農業委員会費	174,048	167,530	6,518
	2 農政総務費	1,688,038	1,738,899	△50,861
	3 生産振興費	2,042,443	2,037,758	4,685
	4 農林土木費	451,946	322,091	129,855
13	教育費	95,769	801,189	△705,420
	11 社会教育費	95,769	801,189	△705,420
歳出合計		11,919,273	13,438,238	△1,518,965

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	令和6年度	令和5年度	比較	説明
16 分担金及負担金	100	100	-	
1 負担金	100	100	-	
2 農政費負担金	100	100	-	
1 国営土地改良事業費負担金	100	100	-	
17 使用料及手数料	535,736	527,044	8,692	
1 使用料	535,513	526,821	8,692	
6 商工使用料	446,200	444,022	2,178	
1 ファッション美術館	56,000	54,500	1,500	入館料, 施設使用料等
2 国際会議場	180	254	△74	建物使用料
3 国際展示場	5,047	5,816	△769	建物使用料
4 産業振興センター	85,683	85,274	409	ホール, 会議室
5 ものづくり工場	276,468	274,329	2,139	生産施設, 駐車場等
6 温泉	19,128	20,051	△923	給湯料
7 有馬工房	1,075	1,179	△104	建物使用料
8 観光案内所	2,422	2,422	-	北野観光案内所
9 神戸セミナーハウス	197	197	-	土地使用料
7 農政使用料	89,313	81,299	8,014	
1 牧場	10,116	10,121	△5	建物使用料
2 漁港	39,817	32,800	7,017	垂水漁港等
3 水産体験学習館	600	600	-	研修室等
4 海づくり公園	1,021	1,009	12	建物使用料
5 農政施設	6,036	5,028	1,008	農村環境改善センター等
6 フィッシャリーナ	31,723	31,741	△18	係船使用料
10 教育使用料	-	1,500	△1,500	
5 水族園	-	1,500	△1,500	建物使用料

(単位 千円)

款項目節	令和6年度	令和5年度	比較	説明
2 手数料	223	223	-	
7 農政手数料	223	223	-	
1 諸証明等	223	223	-	農業委員会証明等手数料
18 国庫支出金	91,299	154,158	△62,859	
2 補助金	91,299	154,158	△62,859	
5 商工費補助	57,035	106,321	△49,286	
1 地方創生推進交付金	30,500	79,786	△49,286	補助率1/2
2 地方就職氷河期世代支援加速化交付金	26,535	26,535	-	補助率3/4
6 農政費補助	34,264	34,337	△73	
1 地域整備費補助	12,114	33,787	△21,673	補助率10/10又は1/2
2 地方創生推進交付金	-	550	△550	補助率1/2
3 流通対策費補助	22,150	-	22,150	
9 住宅費補助	-	13,500	△13,500	
1 公営住宅建設事業等推進費補助	-	13,500	△13,500	補助率1/3
19 県支出金	873,490	856,175	17,315	
2 補助金	873,480	856,165	17,315	
4 商工費補助	16,000	36,500	△20,500	
1 商工振興費補助	16,000	20,000	△4,000	補助率4/5又は1/2
2 観光事業費補助	-	12,000	△12,000	補助率1/3
3 商工総務費補助	-	4,500	△4,500	補助率1/3
5 農政費補助	857,480	819,665	37,815	
1 農業委員会費補助	9,953	11,653	△1,700	定額補助又は補助率10/10
2 地域整備費補助	463,919	479,524	△15,605	定額補助, 補助率10/10,3/4,2/3又は1/2
3 流通対策費補助	5,975	28,050	△22,075	補助率10/10,3/4又は1/2
4 農産費補助	8,750	8,750	-	補助率10/10

(単位 千円)

款項目節		令和6年度	令和5年度	比較	説明
	5 農業基盤整備費補助	172,229	75,988	96,241	定額補助, 補助率10/10又は1/3
	6 漁港修築費補助	96,654	75,700	20,954	補助率1/2
	7 畜産費補助	100,000	140,000	△40,000	
3	委託金	10	10	-	
	4 其他委託金	10	10	-	
	2 農地事務委託金	10	10	-	
20	財産収入	424,139	424,812	△673	
1	財産運用収入	387,217	378,849	8,368	
	1 貸地料	129,257	147,053	△17,796	
	3 一般土地	129,257	147,053	△17,796	一般市有土地
	2 貸家料	107,780	80,616	27,164	
	3 観光施設	2,871	2,871	-	
	4 産業振興センター	2,610	3,575	△965	
	5 農政施設	71,457	44,850	26,607	
	7 一般建物	30,842	29,320	1,522	一般市有建物
	3 投資財産収入	25,180	26,180	△1,000	
	1 株式配当金	25,180	26,180	△1,000	
	4 其他財産運用収入	125,000	125,000	-	
	2 施設命名権	125,000	125,000	-	
2	財産売却収入	36,912	45,953	△9,041	
	1 土地売却代	1,108	4,867	△3,759	
	3 一般土地	1,108	4,867	△3,759	一般市有土地売却代
	3 物品売却代	35,804	41,086	△5,282	
	3 経済観光局	35,804	41,086	△5,282	
3	基金収入	10	10	-	

(単位 千円)

款項目節		令和6年度	令和5年度	比較	説明
	1 基金収入	10	10	-	
	13 森林環境譲与税基金	10	10	-	預金利子
21	寄附金	196,372	139,460	56,912	
	1 寄附金	196,372	139,460	56,912	
	2 其他寄附	196,372	139,460	56,912	
	2 企画調整局	-	30,000	△30,000	
	7 経済観光局	196,372	109,460	86,912	
22	繰入金	226,230	206,715	19,515	
	1 特別会計繰入金	3,000	-	3,000	基金の取り崩しによる繰入
	3 港湾事業会計繰入金	3,000	-	3,000	
	1 一般経費繰入	3,000	-	3,000	
	2 基金繰入金	223,230	206,715	16,515	基金の取り崩しによる繰入
	1 基金繰入金	223,230	206,715	16,515	
	1 都市整備等基金繰入	142,302	49,385	92,917	
	3 市民文化振興基金繰入	-	100,000	△100,000	
	6 環境事業基金繰入金	-	34,330	△34,330	
	13 奨学金返還支援基金繰入	22,600	22,000	600	
	16 森林環境譲与税基金繰入	10,000	1,000	9,000	
	20 神戸SDGs基金繰入金	48,328	-	48,328	
24	諸収入	2,094,014	2,415,594	△321,580	
	1 納付金	238,359	231,153	7,206	
	4 商工費納付金	226,659	222,553	4,106	
	1 中小企業融資制度損失補償	32,400	24,453	7,947	損失補償回収金
	2 輸出手形損失補償	2,600	2,600	-	損失補償回収金
	3 商工施設	191,659	195,500	△3,841	利用料金納付金

(単位 千円)

款項目節		令和6年度	令和5年度	比較	説 明
5	農政費納付金	11,700	8,600	3,100	
	1 農政施設	11,700	8,600	3,100	利用料金納付金
4	受託事業収入	125	125	-	
	2 其他受託収入	125	125	-	
	5 農地中間管理事務	125	125	-	
5	貸付金元利収入	1,498,501	1,852,403	△353,902	
	2 商工費貸付金返還金	1,186,001	1,553,002	△367,001	
	1 中小企業融資貸付金	1,186,001	1,553,002	△367,001	
	3 其他貸付金返還金	312,500	299,401	13,099	
	4 畜産運営資金貸付金	312,500	299,401	13,099	
6	過年度収入	1,000	1,000	-	
	1 過年度収入	1,000	1,000	-	
	3 県支出金戻入	1,000	1,000	-	
7	雑入	356,029	330,913	25,116	
	5 償還金	131,114	133,228	△2,114	
	20 ものづくり工場	102,426	106,606	△4,180	
	21 産業振興センター	26,697	24,990	1,707	
	22 農政施設	1,991	1,632	359	
	6 受講料	-	189	△189	
	4 ファッション美術館	-	189	△189	
9	雑入	224,915	197,496	27,419	
	4 企画調整局	-	36,494	△36,494	
	11 経済観光局	224,915	161,002	63,913	
歳入合計		4,441,380	4,724,058	△282,678	

3. 歳出予算の説明

第4款 「民生費」

第1項 「民生総務費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
4 民 生 費	27,854	27,610	244	-	-	-	27,854
1 民生総務費	27,854	27,610	244	-	-	-	27,854
4 援護諸費	27,854	27,610	244	-	-	-	27,854

第4目 「援護諸費」

27,584千円

地域防災計画に基づいた非常用食糧等の地域防災拠点等への確保、及び災害時の円滑な物資供給にかかる検討業務に要する経費である。

第7款 「商工費」

第1項 「商工振興費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
7 商 工 費	7,439,175	8,343,161	△903,986	73,035	508,000	2,609,774	4,248,366
1 商工振興費	6,156,988	6,957,656	△800,668	73,035	334,000	2,375,632	3,374,321
1 職 員 費	1,189,297	1,143,519	45,778	-	-	-	1,189,297
2 商工総務費	1,547,609	1,468,322	79,287	50,535	134,000	409,211	953,863
3 商工振興費	1,691,065	2,076,646	△385,581	22,500	182,000	628,482	858,083
4 中小企業経営支援費	404,010	536,314	△132,304	-	18,000	114,990	271,020
5 中小企業金融対策費	1,325,007	1,732,855	△407,848	-	-	1,222,949	102,058

第1目 「職員費」

1,189,297 千円

商工行政に携わる職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給 料	523,108 千円
2 職員手当等	416,590 千円
3 共済費	204,634 千円
4 報酬	12,490 千円
5 旅費	1,000 千円
6 会計年度任用職員	31,475 千円

第2目 「商工総務費」

1,547,609 千円

地域経済の振興、就業促進・雇用対策、神戸ファッション美術館の運営、コンベンション機能の強化等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 地域経済の振興	276,174 千円
(1) 産業集積対策事業	98,480 千円
(2) 都市型創造産業の振興	43,000 千円
(3) PRイベントの再編	25,000 千円
(4) 勤労者福祉の充実	79,385 千円
(5) 神戸マイスター制度等	30,309 千円
2 就業促進・雇用対策	518,859 千円
(1) 若者の市内就職の促進	303,932 千円
(2) 転職・再就職支援	35,380 千円
(3) 関係機関と連携した雇用施策	55,177 千円
(4) 市内企業・景況雇用動向調査等	124,370 千円
3 神戸ファッション美術館の運営	354,039 千円
4 コンベンション機能の強化	398,537 千円

(1) グローバルMICE都市・KOB Eの推進	39,658 千円
(2) 神戸国際会議場・展示場の管理運営	208,015 千円
(3) 神戸国際会議場・展示場改修	150,864 千円

第3目 「商工振興費」 1,691,065 千円

中小企業の振興、ファッション産業の振興、商業の振興等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 中小企業の振興	559,857 千円
(1) 市内中小事業者のDX推進	16,500 千円
(2) 水素産業・航空宇宙産業等への参入促進	52,804 千円
(3) 医療機器等開発・販路拡大支援	8,592 千円
(4) 中小製造業等投資促進等助成制度	180,000 千円
(5) 挑戦企業等支援補助制度	29,950 千円
(6) 技術支援事業	27,000 千円
(7) 民間企業と連携した海外ビジネス支援	3,300 千円
(8) 海外ビジネス支援	19,212 千円
(9) 中小企業の経営安定等	7,105 千円
(10) 中小製造業の販路拡大支援	13,424 千円
(11) 外国人材獲得支援	12,130 千円
(12) ものづくり支援施設の管理運営等	189,840 千円
2 ファッション産業の振興	281,106 千円
(1) 「ファッション都市・神戸」のPR	13,550 千円
(2) 「灘の酒」のPR	13,800 千円
(3) 神戸シューズのブランディング強化・シューズ産業販路開拓支援	16,000 千円
(4) 「真珠のまちKOB E」の国内外への発信	6,000 千円
(5) ファッション産業の活性化支援等	23,720 千円
(6) 神戸ファッションマート改修費	208,036 千円
3 商業の振興	165,481 千円
(1) 地域商業活性化支援事業	70,440 千円
(2) 商店街・市場「応援隊」派遣事業	22,270 千円
(3) 商店街・小売市場共同施設等建設補助	40,486 千円
(4) 魚腸骨再資源化推進事業	2,350 千円
(5) 商業者の育成・組織強化等	29,935 千円
4 新産業の育成・集積	196,267 千円
(1) 起業家の裾野拡大・創出支援	65,500 千円
(2) グローバル視点でのスタートアップ支援	27,650 千円
(3) スタートアップ集積・イノベーション創出促進	62,117 千円
(4) シアトルビジネスオフィスの運営	41,000 千円
5 企業誘致等の推進	424,354 千円
(1) 企業誘致の推進・強化	372,053 千円

(2) 欧州ビジネスオフィスの運営	52,301 千円
6 公共施設のトイレ改修	64,000 千円
第4目 「中小企業経営支援費」	404,010 千円
中小企業経営支援、産業振興センターの管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。	
1 中小企業経営支援	40,849千円
(1) 起業・創業支援事業	10,000 千円
(2) 経営相談・経営支援事業	18,849 千円
(3) 販路開拓支援事業	12,000 千円
2 産業振興センターの管理運営等	363,161 千円
第5目 「中小企業金融対策費」	1,325,007 千円
中小企業融資制度等の金融対策に要する経費である。	

第2項 「貿易観光費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
7 商 工 費	7,439,175	8,343,161	△903,986	73,035	508,000	2,609,774	4,248,366
2 貿易観光費	1,282,187	1,385,505	△103,318	-	174,000	234,142	874,045
1 貿易振興費	32,637	20,987	11,650	-	-	-	32,637
2 観光事業費	1,249,550	1,364,518	△114,968	-	174,000	234,142	841,408

第1目 「貿易振興費」 32,637 千円

貿易の促進等に要する経費である。

第2目 「観光事業費」 1,249,550 千円

観光交流の推進に要する経費で、その内容は次のとおりである。

- 1 神戸観光局による観光戦略の推進 29,392 千円
- 2 国内観光プロモーション 57,000 千円
 - (1) 首都圏プロモーション 13,093 千円
 - (2) プロモーション事業及び各種分担金・会費等 43,907 千円
- 3 インバウンド観光プロモーション 219,642 千円
 - (1) インバウンド観光プロモーション 30,339 千円
 - (2) プロモーション事業及び各種分担金・会費等 189,303 千円
- 4 受入環境の整備 340,896 千円
 - (1) W i - F i ・クラウドを活用したICTおもてなし環境の構築 19,177 千円
 - (2) 観光案内板の維持管理 4,000 千円
 - (3) 総合インフォメーションセンター・観光案内所の運営等 317,719 千円
- 5 地域資源を活かした観光振興 602,620 千円
 - (1) 六甲・摩耶観光の振興 183,734 千円
 - ①六甲・摩耶エリア全体の活性化の推進 21,043 千円
 - ②神戸登山プロジェクト 18,410 千円
 - ③イベント開催支援等 20,930 千円
 - ④国民宿舎摩耶ロッジの閉館に伴う解体工事費等 123,351 千円
 - (2) 神戸ルミナリエの開催支援 135,000 千円
 - (3) 神戸フィルムオフィス事業 42,674 千円
 - (4) 市街地・港観光の振興 20,767 千円
 - (5) 有馬観光の振興 220,445 千円
 - ①有馬温泉泉源の維持管理・改修 203,447 千円
 - ②太閤の湯殿館、有馬温泉観光交流センターの運営等 16,998 千円

第8款 「農政費」

第1項 「農業委員会費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	4,356,475	4,266,278	90,197	891,754	951,000	866,817	1,646,904
1 農業委員会費	174,048	167,530	6,518	9,963	-	1,025	163,060
1 委 員 費	29,057	29,105	△48	3,500	-	-	25,557
2 職 員 費	134,430	125,692	8,738	5,653	-	-	128,777
3 運 営 費	10,561	12,733	△2,172	810	-	1,025	8,726

第1目 「委員費」

29,057 千円

農業委員会委員の報酬及び旅費に要する経費である。

第2目 「職員費」

134,430 千円

農業委員会職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給 料	58,853 千円
2 職員手当等	40,804 千円
3 共済費	20,073 千円
4 旅 費	146 千円
5 会計年度任用職員	14,554 千円

第3目 「運営費」

10,561 千円

農業委員会の運営等に要する経費である。

第2項 「農政総務費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	4,356,475	4,266,278	90,197	891,754	951,000	866,817	1,646,904
2 農政総務費	1,688,038	1,738,899	△50,861	469,483	38,000	126,414	1,054,141
1 職 員 費	715,189	709,201	5,988	-	-	-	715,189
2 農政総務費	176,202	177,166	△964	330	38,000	54,752	83,120
3 地域整備費	796,647	852,532	△55,885	469,153	-	71,662	255,832

第1目 「職員費」

715,189 千円

農政に携わる職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給 料	313,854 千円
2 職員手当等	243,610 千円
3 共済費	123,300 千円
4 報酬	460 千円
5 会計年度任用職員	33,965 千円

第2目 「農政総務費」

176,202千円

神戸ワイナリー(旧農業公園)及び六甲山牧場の管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 神戸ワイナリー(旧農業公園)管理運営	61,915 千円
2 六甲山牧場管理運営、改修	20,642 千円
3 農政の基本調査及び農業振興センター運営等	93,645 千円

第3目 「地域整備費」

796,647 千円

里山・農村地域の活性化等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 持続可能な農業の振興	293,850 千円
(1) 農地管理神戸方式の構築	3,500 千円
(2) 新規就農者・農業後継者の確保	172,585 千円
(3) 多様な担い手の育成	58,869 千円
(4) 農村環境の保全	58,896 千円
2 農村定住環境の整備	399,107 千円
(1) 神戸里山暮らしの推進	65,310 千円
(2) 多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金事業	333,797 千円
3 有害鳥獣及び特定外来生物対策事業	73,310 千円
(1) 餌付け禁止対策及び緊急対応事業	10,432 千円

(2) 有害鳥獣捕獲班員の育成・確保	2,793 千円
(3) 捕獲体制の整備	24,408 千円
(4) 鳥獣被害防止総合対策事業	10,856 千円
(5) 特定外来生物対策	24,821 千円
4 稲作振興事業	19,235 千円
5 農村環境改善センター等管理運営・補修等	11,145 千円

第3項 「生産振興費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	4,356,475	4,266,278	90,197	891,754	951,000	866,817	1,646,904
3 生産振興費	2,042,443	2,037,758	4,685	237,529	792,000	729,268	283,646
1 流通対策費	509,919	486,307	23,612	32,125	149,000	97,755	231,039
2 農 産 費	31,518	31,618	△100	8,750	-	2,220	20,548
3 畜 産 費	433,179	462,044	△28,865	100,000	-	329,962	3,217
4 水 産 費	874,519	906,389	△31,870	-	556,000	299,331	19,188
5 漁港修築費	193,308	151,400	41,908	96,654	87,000	-	9,654

第1目 「流通対策費」

509,919 千円

農産物の生産振興、フルーツ・フラワーパークの管理運営等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 食都神戸の推進	18,820 千円
2 フルーツ・フラワーパーク管理運営等	443,500 千円
3 道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」運営	7,801 千円
4 神戸産農産物の認知度向上事業	4,000 千円
5 食農教育推進事業（こうべ給食畑推進事業）	1,180 千円
6 環境保全型農業直接支援対策等	34,618 千円

第2目 「農産費」

31,518 千円

果樹・花き振興対策等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 「街の彩」創出事業	17,208 千円
2 果樹振興対策	5,440 千円
3 生産組織育成対策等	8,870 千円

第3目 「畜産費」

433,179 千円

畜産振興等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 畜産振興対策	429,180 千円
(1) 肉牛経営資金融資	312,500 千円
(2) 畜産クラスター事業	100,000 千円
(3) 神戸ビーフ振興対策等	16,680 千円
2 家畜衛生防疫対策	3,999 千円

第4目 「水産費」

874,519 千円

漁業振興、漁港関連施設管理等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1	漁業振興対策（漁業施設の維持管理、漁船保険加入助成等）	60,729 千円
2	水産会館管理運営	6,610 千円
3	海づり公園	634,072 千円
	(1) 管理運営	15,872 千円
	(2) 須磨海づり公園安全対策	618,200 千円
4	水産体験学習館管理運営	7,700 千円
5	栽培漁業センター管理運営	58,202 千円
6	神戸フィッシャリーナ管理運営	31,336 千円
7	水産多面的機能発揮対策事業	1,200 千円
8	漁港関連施設管理等	74,670 千円
第5目	「漁港修築費」	193,308 千円
	漁港施設の整備に要する経費である。	

第4項 「農林土木費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
8 農 政 費	4,356,475	4,266,278	90,197	891,754	951,000	866,817	1,646,904
4 農林土木費	451,946	322,091	129,855	174,779	121,000	10,110	146,057
1 農業基盤整備費	451,946	322,091	129,855	174,779	121,000	10,110	146,057

第1目 「農業基盤整備費」

451,946 千円

農業の土地基盤整備、東播用水事業等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 農道整備事業	36,124 千円
(1) 農道舗装工事等	24,704 千円
(2) 道路移管等推進助成	11,420 千円
2 水利施設整備事業	299,248 千円
(1) 県営事業等	216,180 千円
(2) 市単事業	70,676 千円
(3) ため池防災対策等	12,392 千円
3 東播用水対策事業	50,364 千円
4 住民参画型森林整備事業等	6,200 千円
5 森林環境譲与税の活用	60,010 千円

第13款 教育費

第11項 「社会教育費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
13 教育費	95,769	801,189	△705,420	-	-	-	95,769
11 社会教育費	95,769	801,189	△705,420	-	-	-	95,769
2 水族園費	95,769	801,189	△705,420	-	-	-	95,769

第2目 「水族園費」

95,769 千円

水族園再整備後の市民利用支援に要する経費である。

4. 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額	備 考
神戸市産業振興センター内 地下変圧器更新工事	令和6～7年度	56,000	
神戸ものづくり中小企業展示商談会	令和6～7年度	8,000	
中小企業投資促進等助成制度	令和6～7年度	180,000	
神戸ファッションマート改修	令和6～7年度	171,000	
国際展示場改修工事	令和6～7年度	194,000	
漁港施設機能強化事業	令和6～8年度	234,000	
ものづくり工場改修	令和6～10年度	1,407,000	

Ⅲ 特別会計（市場事業費）

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入				
款	項	令和6年度	令和5年度	比較
1 事業収入		1,903,553	2,181,970	△ 278,417
	1 使用料及手数料	1,424,746	1,427,675	△ 2,929
	2 諸収入	478,807	754,295	△ 275,488
2 国庫支出金		9,492	-	9,492
	1 補助金	9,492	-	9,492
3 県支出金		6,084	6,081	3
	1 補助金	6,084	6,081	3
4 繰入金		481,392	412,718	68,674
	1 他会計繰入金	481,392	412,718	68,674
5 繰越金		1	1	-
	1 繰越金	1	1	-
6 市債		421,000	512,000	△ 91,000
	1 市債	421,000	512,000	△ 91,000
歳入合計		2,821,522	3,112,770	△ 291,248

(単位 千円)

歳 出				
款	項	令和6年度	令和5年度	比較
1 事業費		2,376,532	2,715,842	△ 339,310
	1 職員費	412,175	431,874	△ 19,699
	2 運営費	1,114,419	1,437,916	△ 323,497
	3 施設整備費	849,938	846,052	3,886
2 繰出金		441,990	393,928	48,062
	1 他会計へ繰出金	441,990	393,928	48,062
3 予備費		3,000	3,000	-
	1 予備費	3,000	3,000	-
歳出合計		2,821,522	3,112,770	△ 291,248

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	令和6年度	令和5年度	比較	説明
1 事業収入	1,903,553	2,181,970	△278,417	
1 使用料及手数料	1,424,746	1,427,675	△2,929	
1 使用料	1,424,746	1,427,675	△2,929	
1 卸売業者等	176,284	170,701	5,583	売上金額の2.5/1000等
2 市場施設	1,248,462	1,256,974	△8,512	卸売場, 仲卸売場, 冷蔵庫棟等
2 諸収入	478,807	754,295	△275,488	
1 財産収入	22,158	26,029	△3,871	
1 貸地料等	22,158	26,029	△3,871	
2 雑収入	456,649	728,266	△271,617	
1 償還金	436,855	711,163	△274,308	電気, 水道等償還金
2 其他	19,794	17,103	2,691	
2 国庫支出金	9,492	-	9,492	
1 補助金	9,492	-	9,492	
1 施設整備費補助	9,492	-	9,492	
1 施設整備費補助	9,492	-	9,492	
3 県支出金	6,084	6,081	3	
1 補助金	6,084	6,081	3	
1 施設整備費補助	6,084	6,081	3	
1 施設整備費補助	6,084	6,081	3	補助率1/3
4 繰入金	481,392	412,718	68,674	
1 他会計繰入金	481,392	412,718	68,674	
1 一般会計繰入金	481,392	412,718	68,674	
1 一般会計繰入金	481,392	412,718	68,674	一般会計から財源補填のため繰入
5 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
1 繰越金	1	1	-	
6 市債	421,000	512,000	△91,000	
1 市債	421,000	512,000	△91,000	起債承認見込額
1 中央卸売市場整備事業公債	421,000	512,000	△91,000	
1 中央卸売市場整備事業公債	421,000	512,000	△91,000	
歳入合計	2,821,522	3,112,770	△291,248	

3. 歳出予算の説明

第1款 「事業費」

第1項 「職員費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	2,376,532	2,715,842	△339,310	15,576	421,000	1,294,262	645,694
1 職員費	412,175	431,874	△19,699	-	-	-	412,175
1 職員費	412,175	431,874	△19,699	-	-	-	412,175

第1目 「職員費」

412,175千円

市場事業職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	176,500千円
2 職員手当等	155,372千円
3 共済費	67,419千円
4 報酬	510千円
5 旅費	2,195千円
6 会計年度任用職員	10,179千円

第2項 「運営費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	2,376,532	2,715,842	△339,310	15,576	421,000	1,294,262	645,694
2 運営費	1,114,419	1,437,916	△323,497	-	9,000	898,869	206,550
1 本場運営費	781,840	1,024,017	△242,177	-	2,000	695,104	84,736
2 東部市場運営費	332,579	413,899	△81,320	-	7,000	203,765	121,814

第1目 「本場運営費」

781,840千円

本場の管理運営、集荷対策、仲卸業者等活性化支援事業等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 管理運営費	446,277千円
2 本場再整備維持管理業務	327,989千円
3 本場・東部市場間における共同集荷の推進	5,680千円
4 本場及び周辺地域の活性化	1,894千円

第2目 「東部市場運営費」

332,579千円

東部市場の管理運営、集荷対策等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 管理運営費	331,260千円
2 市場活性化対策費等	1,319千円

第3項 「施設整備費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	2,376,532	2,715,842	△339,310	15,576	421,000	1,294,262	645,694
3 施設整備費	849,938	846,052	3,886	15,576	412,000	395,393	26,969
1 施設整備費	849,938	846,052	3,886	15,576	412,000	395,393	26,969

第1目 「施設整備費」

849,938千円

本場および東部市場の施設整備に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 本場再整備事業	209,918千円
2 本場PFI事業	321,897千円
3 本場施設・設備の改修等	220,123千円
4 東部市場施設・設備の改修	98,000千円

第2款 「繰出金」

第1項 「他会計へ繰出金」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 繰出金	441,990	393,928	48,062	-	-	697,462	△255,472
1 他会計へ繰出金	441,990	393,928	48,062	-	-	697,462	△255,472
1 公債費へ繰出金	441,990	393,928	48,062	-	-	697,462	△255,472

第1目 「公債費へ繰出金」

441,990千円

公債元利償還予定額等繰出しに要する経費である。

第3款 「予備費」

第1項 「予備費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
3 予備費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000
1 予備費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000
1 予備費	3,000	3,000	-	-	-	-	3,000

4. 地方債の説明

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場整備事業	421,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

5. 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事項	期間	限度額	備考
本場施設整備 (予防保全工事)	令和6～7年度	108,000	
本場施設再整備 (冷蔵庫新築工事)	令和6～9年度	11,984,000	
東部市場施設整備	令和6～7年度	74,000	

IV 特別会計（食肉センター事業費）

1. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入				
款	項	令和6年度	令和5年度	比 較
1 事業収入		235,255	258,448	△ 23,193
	1 使用料及手数料	164,170	165,575	△ 1,405
	2 諸 収 入	71,085	92,873	△ 21,788
2 繰入金		421,889	443,037	△ 21,148
	1 他会計繰入金	421,889	443,037	△ 21,148
3 市 債		305,000	268,000	37,000
	1 市 債	305,000	268,000	37,000
歳 入 合 計		962,144	969,485	△ 7,341

(単位 千円)

歳 出				
款	項	令和6年度	令和5年度	比 較
1 事業費		833,418	848,807	△ 15,389
	1 職 員 費	81,129	76,842	4,287
	2 運 営 費	447,289	503,965	△ 56,676
	3 施設整備費	305,000	268,000	37,000
2 繰出金		126,726	118,678	8,048
	1 他会計へ繰出金	126,726	118,678	8,048
3 予備費		2,000	2,000	-
	1 予 備 費	2,000	2,000	-
歳 出 合 計		962,144	969,485	△ 7,341

2. 歳入予算の説明

(単位 千円)

款項目節	令和6年度	令和5年度	比較	説明
1 事業収入	235,255	258,448	△ 23,193	
1 使用料及手数料	164,170	165,575	△ 1,405	
1 使用料	164,170	165,575	△ 1,405	
1 食肉センター	29,700	30,288	△ 588	
2 卸売業者	31,660	31,651	9	売上金額の2/1000
3 市場施設	102,810	103,636	△ 826	冷蔵庫等
2 諸収入	71,085	92,873	△ 21,788	
1 財産収入	805	805	-	
1 株式配当金	805	805	-	
2 雑入	70,280	92,068	△ 21,788	
1 償還金	70,280	92,068	△ 21,788	電気,水道等償還金
2 繰入金	421,889	443,037	△ 21,148	
1 他会計繰入金	421,889	443,037	△ 21,148	
1 一般会計繰入金	421,889	443,037	△ 21,148	
1 一般会計繰入金	421,889	443,037	△ 21,148	一般会計から財源補填のため繰入
3 市債	305,000	268,000	37,000	
1 市債	305,000	268,000	37,000	起債承認見込額
1 食肉センター整備事業公債	305,000	268,000	37,000	
1 食肉センター整備事業公債	305,000	268,000	37,000	
歳入合計	962,144	969,485	△ 7,341	

3. 歳出予算の説明

第1款 「事業費」

第1項 「職員費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	833,418	848,807	△15,389	-	305,000	71,085	457,333
1 職員費	81,129	76,842	4,287	-	-	-	81,129
1 職員費	81,129	76,842	4,287	-	-	-	81,129

第1目 「職員費」

81,129千円

食肉センター事業職員の給料等に要する経費で、その内容は次のとおりである。

1 給料	33,964千円
2 職員手当等	27,210千円
3 共済費	12,637千円
4 旅費	141千円
5 会計年度任用職員	7,177千円

第2項 「運営費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	833,418	848,807	△15,389	-	305,000	71,085	457,333
2 運営費	447,289	503,965	△56,676	-	-	71,085	376,204
1 運営費	447,289	503,965	△56,676	-	-	71,085	376,204

第1目 「運営費」

447,289千円

西部市場の管理・運営に要する経費である。

第3項 「施設整備費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
1 事業費	833,418	848,807	△15,389	-	305,000	71,085	457,333
3 施設整備費	305,000	268,000	37,000	-	305,000	-	-
1 施設整備費	305,000	268,000	37,000	-	305,000	-	-

第1目 「施設整備費」

305,000千円

西部市場の施設整備に要する経費である。

第2款 「繰出金」

第1項 「他会計へ繰出金」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
2 繰出金	126,726	118,678	8,048	-	-	164,170	△37,444
1 他会計へ繰出金	126,726	118,678	8,048	-	-	164,170	△37,444
1 公債費へ繰出金	126,726	118,678	8,048	-	-	164,170	△37,444

第1目 「公債費へ繰出金」

126,726千円

公債元利償還予定額等繰出しに要する経費である。

第3款 「予備費」

第1項 「予備費」

(単位 千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	令和6年度の財源内訳			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
3 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000
1 予備費	2,000	2,000	-	-	-	-	2,000

4. 地方債の説明

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉センター整備事業	305,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

V 下水道事業会計（農業集落排水事業費）

予算第13号議案

令和6年度神戸市下水道事業会計予算 (農業集落排水事業)

(総則)

第1条 令和6年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理量

農業集落排水 処理量	1日平均	3,465立方メートル
---------------	------	-------------

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第2款	農業集落排水事業収益	1,025,240千円
第1項	営業収益	114,981千円
第2項	営業外収益	910,259千円

支 出

第2款	農業集落排水事業費	1,090,831千円
第1項	営業費用	977,608千円
第2項	営業外費用	72,777千円
第3項	特別損失	40,446千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額25,790千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第2款	農業集落排水資本的収入	1,026,126千円
第1項	企業債	146,000千円
第2項	県支出金	116,500千円
第3項	他会計繰入金	763,626千円

支 出

第2款	農業集落排水資本的支出	1,051,916千円
第1項	建設改良費	341,941千円
第2項	企業債等償還金	709,975千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ135,162千円である。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	下水道建設事業	146,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、959,344千円である。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
処理施設等整備	<div style="text-align: right; font-size: small;">千円</div> 341,941	処理施設の改良工事等 建設改良部門職員の給料、職員手当等

(予算第13号議案)

〔下水道事業会計〕
令和6年度神戸市下水道事業会計予算実施計画
(農業集落排水事業)

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
2 農業集落排水事業収益	1 営業収益		1,025,240	
			114,981	
		1 農業集落排水 処理施設使用料	114,981	農業集落排水処理施設の使用料
		2 営業外収益	910,259	
		1 他会計補助金	195,718	一般会計からの補助金
	2 長期前受金	714,541	減価償却等に対応する長期前受金の収益化	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
2 農業集落排水事業費	1 営業費用		1,090,831	
			977,608	
		1 処理場費	213,900	農業集落排水処理施設の維持管理費
		2 業務費	12,322	農業集落排水処理施設使用料徴収費、一般管理費
		3 総係費	36,845	維持管理部門職員の給料、職員手当等
		4 減価償却費	714,541	固定資産減価償却費
		2 営業外費用	72,777	
		1 支払利息及企業債 取扱諸費	62,985	企業債等の支払利息及び諸手数料
		2 消費税	9,792	消費税及び地方消費税納付額
		3 特別損失	40,446	
1 その他特別損失	40,446	地方公営企業法適用初年度に係る費用		

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
2 農業集落排水資本的収入	1 企業債		千円 1,026,126	
		1 農業集落排水事業債	146,000	建設改良費に充当する企業債
		1 公	146,000	
		2 県支出金	116,500	建設改良費に充当する県補助金
		1 農業集落排水事業費補助金	116,500	
3 他会計繰入金	763,626			
	1 一般会計繰入金	763,626	企業債元金償還金等に充当する一般会計からの繰入金	

48

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
2 農業集落排水資本的支出	1 建設改良費		千円 1,051,916	
		1 処理施設等整備費	341,941	農業集落排水処理施設改良費及び建設部門職員の給料、職員手当等
		2 企業債等償還金	709,975	
		1 企業債償還金	709,975	企業債元金償還金

令和6年度神戸市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(農業集落排水事業)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー		2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 45,686		固定資産の取得	△ 341,941
	減価償却費	714,541		県支出金	116,500
	貸倒引当金の増減額	6		一般会計繰入金	53,651
	退職給付引当金の増減額	45,927		投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 171,790
	賞与引当金の増減額	2,440			
	長期前受金戻入額	△ 714,541	3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	支払利息	62,821		建設改良費等の財源に充てる企業債収入	146,000
	未収金・破産更生債権等の増減額	77,958		建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 709,975
	未払金増減額	△ 25,146		一般会計繰入金	709,975
	消費税資本的収支調整額	△ 19,906		財務活動によるキャッシュ・フロー	146,000
	小計	98,414			
	利息の支払額	△ 62,821		資金増加額	9,803
	業務活動によるキャッシュ・フロー	35,593		資金期首残高	—
				資金期末残高	9,803

令和6年度神戸市下水道事業会計予定貸借対照表（農業集落排水事業）

（令和7年3月31日）

（単位：千円）

		資 産 の 部		
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		665,777	
ロ	建物	397,740		
	減価償却累計額	<u>△ 20,935</u>		376,805
ニ	構築物	12,925,959		
	減価償却累計額	<u>△ 500,495</u>		12,425,464
ホ	機械及装置	1,477,142		
	減価償却累計額	<u>△ 193,111</u>		1,284,031
	有形固定資産合計			14,752,077
(3)	投資その他の資産			
ハ	破産更生債権等		6	
	貸倒引当金		<u>△ 6</u>	
	投資その他の資産合計			<u>—</u>
	固定資産合計			14,752,077
2	流動資産			
(1)	現金預金		9,803	
(2)	未収金		57,204	
	流動資産合計			<u>67,007</u>
	資産合計			<u><u>14,819,084</u></u>
		負 債 の 部		
3	固定負債			
(1)	企業債		3,106,752	
(2)	引当金			
イ	退職給付引当金	45,927		
	引当金合計	<u>45,927</u>		45,927
	固定負債合計			3,152,679
4	流動負債			
(1)	企業債		583,076	
(2)	未払金		110,016	
(4)	引当金			
イ	賞与引当金	2,440		
	引当金合計	<u>2,440</u>		2,440
	流動負債合計			695,532
5	繰延収益			
	長期前受金		11,396,969	
	収益化累計額		<u>△ 714,541</u>	
	繰延収益合計			<u>10,682,428</u>
	負債合計			<u><u>14,530,639</u></u>
		資 本 の 部		
6	資本金			1
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	国庫補助金	130,486		
ロ	他会計繰入金	<u>203,644</u>		
	資本剰余金合計			334,130
(2)	利益剰余金			
ロ	当年度未処分利益剰余金	△ 45,686		
	利益剰余金合計			<u>△ 45,686</u>
	剰余金合計			<u>288,444</u>
	資本合計			<u>288,445</u>
	負債資本合計			<u><u>14,819,084</u></u>

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による
- ・主な耐用年数

建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年
構築物	50年	機械及装置	10年～20年
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4ヵ月分）を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、破産更生債権等について、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は3,689,828千円である。

III セグメント情報に関する注記

1 セグメントの概要

神戸市下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業を報告セグメントとしている。なお、報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	主として市街地における、汚水処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理

V その他の注記

1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当45,927千円を支給するため、退職給付引当金45,927千円を使用する。

注 記

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による
- ・主な耐用年数

建物	45年～50年	建物付属設備	8年～15年
構築物	50年	機械及装置	10年～20年
車両運搬具	5年	工具器具及備品	5年～15年

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定開始貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表上に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は4,253,803千円である。

III セグメント情報に関する注記

1 セグメントの概要

神戸市下水道事業では、公共下水道事業、農業集落排水事業を報告セグメントとしている。なお、報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおり。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	主として市街地における、汚水処理及び雨水排除
農業集落排水事業	農業集落地域における、し尿・生活雑排水等の処理

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限度額	令和5年度末までの 支払義務発生見込額		令和6年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	一般会計 補 助 金
			千円		千円		千円	千円	千円
農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 運 営 (令 和 5 年 度)	627,000	-	-	令和8年度まで	627,000	-	-	344,943	282,057

VI その他の議案

第 9 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件
 執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>別表第 1 (第 1 条関係)</p> <p>(1) 市長の附属機関（次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>附属機関</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]			<p>別表 (第 1 条関係)</p> <p>(1) 市長の附属機関（次号及び第 3 号の表に規定する附属機関を除く。）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>附属機関</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市技 能奨励賞 選考委員</td> <td style="text-align: center;">神戸市技能奨励賞（優 能奨励賞 れた技能を有し、伝統 的技能の継承や従来</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市技 能奨励賞 選考委員	神戸市技能奨励賞（優 能奨励賞 れた技能を有し、伝統 的技能の継承や従来
附属機関	担任する事務												
[略]	[略]												
附属機関	担任する事務												
[略]	[略]												
神戸市技 能奨励賞 選考委員	神戸市技能奨励賞（優 能奨励賞 れた技能を有し、伝統 的技能の継承や従来												

[略]	[略]

会	技能の改善及び改良に取り組むとともに、技能の研鑽 ^{さん} 及び向上のための計画を有している本市に在住し、かつ、在勤する若い技能者に贈呈する賞をいう。)の受賞者の選考に関する事務
[略]	[略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

第 14 号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件
 神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例
 (手数料条例の一部改正)

第 1 条 神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 削除</u></p> <p>(17)～(69の30) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 農業委員会の行う土地の現況証明 1筆につき 600円</u></p> <p>(17)～(69の30) [略]</p>

<p><u>(70) 削除</u></p> <p>(71)～(157) [略]</p> <p>(158) 前各号、次条から<u>第7条</u>までに定めのない事項の証明 1件につき 300円</p> <p>[略]</p>	<p><u>(70) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく登録票の交付又は更新若しくは再交付</u> 1件につき 3,400円</p> <p>(71)～(157) [略]</p> <p>(158) 前各号、次条から<u>第4条の4</u>までに定めのない事項の証明 1件につき 300円</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

市民および事業者の利便性に資するに当たり、条例を改正等する必要があるため。

第 21 号議案

神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例の件
神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市漁港管理条例の一部を改正する等の条例
(漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 神戸市漁港管理条例（昭和45年 6 月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）<u>の規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）<u>第26条に規定する漁港管理規程</u>を定めることを目的とする。</p> <p><u>(漁港施設の維持保全運営計画)</u></p> <p>第 3 条 <u>市長は、漁港施設のうち基本施設並びに輸送施設及び漁港施設用</u></p>

第3条 [略]

(港内の秩序維持)

第4条 [略]

2 漁業に従事する船及び舟、監視船、警備船その他の公務に従事する船及び舟(以下「公用船」という。)並びに第14条第2項及び第3項の規定による許可を受けた船及び舟以外の船及び舟は、入出港をしてはならない。

第5条～第8条 [略]

(利用の届出)

第9条 漁港施設(航路を除く。)の利用(次条第1項又は第11条第1項の規定による許可に係る行為を除く。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第10条、第11条 [略]

(使用料等)

第12条 第10条第1項の許可(占有に

地(公共施設用地に限る。)について、毎年度その維持、保全及び運営に関する計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により漁港施設の維持、保全及び運営に関する計画を定めようとするときは、当該漁港関係者の意見を聴くものとする。

第4条 [略]

(港内の秩序維持)

第5条 [略]

2 漁業に従事する船及び舟、監視船、警備船その他の公務に従事する船及び舟(以下「公用船」という。)並びに第13条第2項及び第3項の規定による許可を受けた船及び舟以外の船及び舟は、入出港をしてはならない。

第6条～第9条 [略]

(利用の届出)

第10条 漁港施設(航路を除く。)の利用(次条第1項又は第11条の2第1項の規定による許可に係る行為を除く。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第11条、第11条の2 [略]

(使用料等)

第12条 第11条第1項の許可(占有に

係るものに限る。)又は前条第1項の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2～4 [略]

(土砂採取料等)

第13条 法第39条第1項の規定による

採取又は占用の許可を受けた者は、別表第2に定める額の土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を納付しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定

は、土砂採取料等について準用する。

第14条 [略]

(監督処分)

第15条 市長は、第10条第1項又は第

11条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、当該施設の占用等又は使用の制限をし、又は停止を命じ、その他漁港施設の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第10条第2項又は第11条第2項

において準用する第10条第2項の

規定による許可に付した条件に違

係るものに限る。)又は前条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2～4 [略]

第13条 [略]

(監督処分)

第14条 市長は、第11条第1項又は第

11条の2第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、当該施設の占用等又は使用の制限をし、又は停止を命じ、その他漁港施設の管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 第11条第2項又は第11条の2第

2項において準用する第11条第2

項の規定による許可に付した条件

反した者

(2) 詐欺その他不正な手段により第10条第1項又は第11条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項又は第11条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1)、(2) [略]

第16条 [略]

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項、第6条又は第15条の規定による命令に従わなかった者

(2) 第5条、第7条、第8条第3項若しくは第4項、第10条第1項、第11条第1項、第14条第2項若しくは第3項又は前条の規定に違反した者

(3) 第9条又は第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第18条 [略]

に違反した者

(2) 詐欺その他不正な手段により第11条第1項又は第11条の2第1項の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第11条の2第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1)、(2) [略]

第15条 [略]

(過料)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項、第7条又は第14条の規定による命令に従わなかった者

(2) 第6条、第8条、第9条第3項若しくは第4項、第11条第1項、第11条の2第1項、第13条第2項若しくは第3項又は前条の規定に違反した者

(3) 第10条又は第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第17条 [略]

(過怠金)

第19条 偽りその他不正の行為によ
り、土砂採取料等の徴収を免れた者
については、その徴収を免れた金額
の5倍に相当する金額以下の過怠金
を徴収する。

第20条 [略]

別表第1 (第12条関係) [略]

別表第2 (第13条関係)

行為の区分	土砂採取料等
土砂の採取	1立方メートルに つき 290円
水面又は土地の一部の占有(公有占有)	係船又は係船杭による 1年につき1基又は1本あたり 120円
水面の埋立による場合を除く。)	その他ものによるに 1年につき1平方メートルまでごと に 120円

備考

- 1 1立方メートル未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ1立方メートル及び1平方メートルとして計算する。

第18条 [略]

別表 (第12条関係) [略]

2 1年未満の占用料は、月割りに
より計算する。この場合におい
て、1月未満の端数は、1月とし
て計算する。

(漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の廃止)

第2条 漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例（平成12年3月条例第85号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の神戸市漁港管理条例（以下「旧条例」という。）第11条第1項の許可を受けている者は、第1条の規定による改正後の神戸市漁港管理条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、旧条例の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新条例の規定による許可に付されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第11条の2第1項の許可を受けている者は、新条例第11条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、旧条例の規定による許可に条件が付されているときは、当該条件は、新条例の規定による許可に付されたものとみなす。

(漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に第2条の規定による廃止前の漁港漁場整備法第39条の5の規定による土砂採取料等条例の規定により納付することとされている土砂採取料又は占用料については、なお従前の例による。

理 由

行政目的が類似する条例を統合する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 22 号議案

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の件

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例(昭和41年12月条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(経営の規模) 第 4 条 下水道事業の規模は、次のとおりとする。 (1) 区域 本市区域内の下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道事業計画の認可を受けた区域 <u>及</u>	(経営の規模) 第 4 条 下水道事業の規模は、次のとおりとする。 (1) 区域 本市区域内の下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道事業計画の認可を受けた区域

<p><u>び神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）第2条第3号の処理区域</u></p> <p>(2) 施設 本市区域内の下水道法による下水道事業計画の認可を受けた管渠、ポンプ場及び処理場並びに<u>神戸市農業集落排水処理施設条例第2条第2号の排水処理施設</u></p>	<p>(2) 施設 本市区域内の下水道法による下水道事業計画の認可を受けた管渠、ポンプ場及び処理場</p>
---	---

（特別会計設置条例の一部改正）

第2条 神戸市特別会計設置条例（昭和39年3月条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市駐車場事業費</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	神戸市駐車場事業費	[略]	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市駐車場事業費</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	神戸市駐車場事業費	[略]
[略]	[略]								
神戸市駐車場事業費	[略]								
[略]	[略]								
神戸市駐車場事業費	[略]								

		神戸市農業集落排水事業費	農業集落排水事業
[略]	[略]	[略]	[略]

(農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(排水設備の新設等の計画の確認及び届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 排水設備の新設等を行つた者は、当該工事の完了後速やかに、その旨を市長に<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第20条 市長は、次に掲げる排水処理施設の管理に関する業務を排水処理施設の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた</p>	<p>(排水設備の新設等の計画の確認及び検査)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 排水設備の新設等を行つた者は、当該工事の完了後速やかに、その旨を市長に<u>届け出て、その検査を受け</u>なければならない。</p> <p>(指定管理者の指定等)</p> <p>第20条 市長は、次に掲げる排水処理施設の管理に関する業務を排水処理施設の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた</p>

もの（以下「指定管理者」という。）
に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 排水処理施設の使用料の徴収、
減額及び免除に関する業務（地方
自治法第153条第1項の規定に基
づく、水道事業管理者に委任する
事務に係るものを除く。）

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当す
る者については、5万円以下の過料
に処する。

(1) [略]

(2) 第9条の規定に違反して排水設
備の新設等の工事を行った者

(3)～(6) [略]

2 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	位置
[略]	[略]
僧尾農業集落排水処理施設	神戸市北区淡河町 北僧尾及び南僧尾
[略]	[略]

もの（以下「指定管理者」という。）
に行わせることができる。

(1) [略]

(2) 排水処理施設の使用料の徴収、
減額及び免除に関する業務（水道事
業管理者委任規則（平成8年4月規
則第17号）本則第2号の事務に係
るものを除く。）

(3)、(4) [略]

2、3 [略]

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当す
る者については、5万円以下の過料
に処する。

(1) [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	位置
[略]	[略]
僧尾農業集落排水処理施設	神戸市北区淡河町 南僧尾
[略]	[略]

（開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成29年4月条例第1号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(下水道)</p> <p>第18条 下水道の計画及び構造については、下水道法（昭和33年法律第79号）、<u>神戸市農業集落排水処理施設条例</u>（平成元年1月条例第26号）、この条例その他の関係法令等に定めるもののほか、市長が定める基準による。</p> <p>2 開発事業者は、市長の指示に従っ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(下水道)</p> <p>第18条 下水道の計画及び構造については、下水道法（昭和33年法律第79号）、この条例その他の関係法令等に定めるもののほか、市長が定める基準による。</p> <p>2 開発事業者は、市長の指示に従っ</p>

て、開発事業者の負担により当該開発事業により下水道としての使用を廃止した構造物を撤去するものとする。

て、開発事業者の負担により当該開発事業により公共下水道としての使用を廃止した構造物を撤去するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市農業集落排水事業費に係る特別会計に属する権利及び義務は、同条の規定による改正後の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市下水道事業会計に係る特別会計に帰属するものとする。
（農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

理 由

農業集落排水事業の公営企業会計の適用に当たり、関係条例を整理する必要があるため。

第 23 号議案

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例の件
 神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立海づり公園条例の一部を改正する条例

神戸市立海づり公園条例（昭和51年 4 月条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立須磨海づり公園</td> <td style="text-align: center;">神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（施設）</p> <p>第 4 条 前条の業務を行うため、公園</p>	名称	位置	神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立須磨海づり公園</td> <td style="text-align: center;">神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先 <u>（北緯34度37分49秒、東経135度6分28秒）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（施設）</p> <p>第 4 条 前条の業務を行うため、公園</p>	名称	位置	神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先 <u>（北緯34度37分49秒、東経135度6分28秒）</u>	[略]	[略]
名称	位置												
神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先												
[略]	[略]												
名称	位置												
神戸市立須磨海づり公園	神戸市須磨区一ノ谷町 5 丁目地先 <u>（北緯34度37分49秒、東経135度6分28秒）</u>												
[略]	[略]												

に次の表に掲げる施設を置く。

公園	施設
神戸市立須磨海づり公園	釣り場 管理所その他 の関連施設
[略]	[略]

(利用料金)

第5条 [略]

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)、(2) [略]

(3)、(4) [略]

3～6 [略]

(入園の制限等)

第6条 [略]

2 12歳以上16歳未満の者は、保護者の同伴又は教諭等による引率がなければ午後4時以降に入園し、又は午後4時以降にわたって在園することができない。

3 [略]

に次の表に掲げる施設を置く。

公園	施設
神戸市立須磨海づり公園	釣り場 <u>海洋放牧場</u> 管理所その他の関連施設
[略]	[略]

(利用料金)

第5条 [略]

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 公園（神戸市立須磨海づり公園に限る。）に入園した後に海洋放牧場で釣りを行おうとする者（第1号に規定する釣り料を支払う者を除く。） 海洋放牧場の釣り料

(4)、(5) [略]

3～6 [略]

(入園の制限等)

第6条 [略]

2 12歳以上16歳未満の者は、保護者の同伴又は教諭等による引率がなければ午後4時以降に入園し、又は午後4時以降にわたって在園することができない。

3 [略]

<p>(行為の禁止)</p> <p>第 8 条 公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第 9 条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第 8 条 公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 釣り上げた魚を海へ戻す行為</u> <u>(海洋放牧場におけるものに限る。)</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第 9 条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、<u>規則で定めるところにより</u>、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第5条関係）

公園名	釣り料		入園料	駐車料		
	基本釣り料	割増釣り料		基本駐車料	割増駐車料	単車駐車料
神戸市立須磨海づり公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立平磯海づり公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1～3 [略]

改正前

別表第1（第5条関係）

公園名	釣り料		入園料	海洋放牧場の釣り料	駐車料		
	基本釣り料	割増釣り料			基本駐車料	割増駐車料	単車駐車料
神戸市立須磨海づり公園	[略]	[略]	[略]	1人1回につき300円	[略]	[略]	[略]
神戸市立平磯海づり公園	[略]	[略]	[略]	—	[略]	[略]	[略]

備考

1～3 [略]

4 海洋放牧場の釣り料には、釣り上げた魚の代金は含まない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

須磨海づり公園における施設の一部を廃止する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 24 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立須磨海づり公園）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨海づり公園

2 指定管理者

神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号

山陽電気鉄道・ハウスビルシステム共同事業体

代表者 山陽電気鉄道株式会社

代表取締役 上門 一裕

3 指定期間

令和6年11月1日から令和12年3月31日まで

理 由

神戸市立須磨海づり公園の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

第 25 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例
 (六甲山牧場条例の一部改正)

第 3 条 神戸市立六甲山牧場条例(昭和50年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第 8 条第 1 項 <u>(第 2 号を除く。)</u> に規定する許可を受けた者 第 8 条第 1 項 <u>(第 2 号を除く。)</u> の許可に係る利用料金</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 第 8 条第 1 項に規定する許可を受けた者 第 8 条第 1 項の許可に係る利用料金</p>

3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項(第2号を除く。)の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(行為の制限)

第8条 牧場内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) [略]

(2) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(3)、(4) [略]

2 [略]

別表(第5条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項(第2号を除く。)の許可に係る利用料金

3 前項第1号に規定する入場料の額は次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額の範囲内において、同項第2号に規定する駐車料、同項第3号に規定する第4条の2第1項の許可に係る利用料金及び前項第4号に規定する第8条第1項の許可に係る利用料金の額は別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(行為の制限)

第8条 牧場内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) [略]

(2) 営利を目的として写真又は映画を撮影すること。

(3)、(4) [略]

2 [略]

別表(第5条関係)

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項の許可に係る利用料金

区分	金額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 100円

区分	金額
行商、募金、出店その他これらに類する行為をする場合	1 平方メートル 1 日につき 100円
営利を目的として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合 (1) 牧場の家畜を使用するとき。 (2) 牧場の家畜を使用しないとき。	1 人 1 日につき 2,400円 1 人 1 日につき 1,200円
営利を目的として広告写真を撮影する場合 (1) 牧場の家畜を使用するとき。 (2) 牧場の家畜を使用しない	1 回 1 日につき 4 万円 1 回 1 日につき 2 万円

		とき。	
		営利を目的として映画を撮影する場合	
		(1) 牧場の家畜を使用するとき。	1回1日につき 8万円
		(2) 牧場の家畜を使用しないとき。	1回1日につき 4万円
[略]	[略]	[略]	[略]

(海づり公園条例の一部改正)

第4条 神戸市立海づり公園条例(昭和51年4月条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 次の各号に掲げる者は、当該各号	2 次の各号に掲げる者は、当該各号

に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第9条第1項第2号の許可を受けて公園を使用する者 許可に係る利用料金

3～6 [略]

(行為の制限)

第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(2) [略]

2 [略]

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第9条第1項の許可を受けて公園を使用する者 (以下「行為者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用若しくは同項の行為の制限をし、若しくは停止を命ずることができる。

(1)～(4) [略]

に定める種類の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第9条第1項の許可を受けて公園を使用する者 (以下「行為者」という。) 許可に係る利用料金

3～6 [略]

(行為の制限)

第9条 公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) [略]

2 [略]

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用若しくは同項の行為の制限をし、若しくは停止を命ずることができる。

(1)～(4) [略]

2 [略]

別表第2（第5条関係）

区分	許可に係る利用 料金
展示会、撮影会 その他これらに 類する催しのた めに公園の全部 又は一部を一時 的に独占して使 用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

2 [略]

別表第2（第5条関係）

区分	許可に係る利用 料金
業として写真 （広告写真を除 く。）を撮影する 場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写 真を撮影する場 合	1日につき 4 万円
業として映画を 撮影する場合	1日につき 8 万円
展示会、撮影会 その他これらに 類する催しのた めに公園の全部 又は一部を一時 的に独占して使 用する場合	1平方メートル 1日につき 200円

（水産体験学習館条例の一部改正）

第9条 神戸市立水産体験学習館条例（平成10年1月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第9条 学習館内において、業として<u>広告写真又は動画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第9条 学習館内において、業として<u>写真又は映画</u>を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(使用料)</p> <p>第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、<u>別表第1</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p><u>2 前条第1項の許可を受けた者(以下「行為者」という。)</u>は、<u>別表第2</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>
<p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第14条 使用者及び<u>第9条第1項の許可を受けた者</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第14条 使用者及び<u>行為者(以下「使用者等」という。)</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>

別表（第10条関係） [略]

別表第1（第10条関係） [略]

別表第2（第10条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、2,400円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき40,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき80,000円

（太閤の湯殿館条例の一部改正）

第10条 神戸市立太閤の湯殿館条例（平成11年3月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
第6条 湯殿館内において、業として <u>広告写真</u> 又は <u>動画</u> を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第6条 湯殿館内において、業として <u>写真</u> 又は <u>映画</u> を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
2 [略]	2 [略]

(フィッシャリーナ条例の一部改正)

第12条 神戸フィッシャリーナ条例（平成13年7月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
第5条 施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第5条 施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

(2)～(4) [略]

2 [略]

(使用料)

第6条 [略]

2 前条第1項（第1号及び第4号を除く。）の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

別表第2（第6条関係）

区分	使用料
物件を設置する場合	1物件1月につき 1,300円

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2)～(4) [略]

2 [略]

(使用料)

第6条 [略]

2 前条第1項（第4号を除く。）の許可を受けた者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

別表第2（第6条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、2,400円）
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 40,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき 80,000円
物件を設置	1物件1月につき

		置する場 合	1,300円
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]		備考 [略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る許可並びに使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

使用料等の見直し等に当たり、条例を改正する必要があるため。